

老人福祉法に係る手続き

介護保険法に規定する指定介護サービス事業者に係る指定申請や変更等の届出とは別に、老人福祉法に規定する事業（施設）の開始（設置）・変更・廃止等の届出が必要です。

老人福祉法の事業（施設）名		介護保険法のサービス名	届出様式		
			開始（設置）	変更	廃止（休止）
老人 居宅 生活 支援 事業	老人居宅介護等事業	○訪問介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○第1号訪問事業	第1号様式（開始届）	第2号様式（変更届）	第3号様式（廃止（休止）届）
	老人デイサービス事業 ※特別養護老人ホーム等の目的を有する施設において行われるもの	○通所介護 ○（介護予防）認知症対応型通所介護 ○地域密着型通所介護 ○第1号通所事業			
	老人短期入所事業 ※特別養護老人ホーム等の目的を有する施設において行われるもの	（介護予防）短期入所生活介護			
	小規模多機能型居宅介護支援事業	（介護予防）小規模多機能型居宅介護			
	認知症対応型老人共同生活援助事業	（介護予防）認知症対応型共同生活介護			
	複合型サービス福祉事業	複合型サービス（（介護予防）看護小規模多機能型居宅介護）			
老人デイサービスセンター ※専用施設を設置して行うもの	○通所介護 ○（介護予防）認知症対応型通所介護 ○地域密着型通所介護 ○第1号通所事業	第4号様式（設置届）	第5号様式（変更届）	第6号様式（廃止（休止）届）	
老人短期入所施設 ※専用施設を設置して行うもの	（介護予防）短期入所生活介護				
老人介護支援センター（在宅介護支援センター）					
養護老人ホーム	（介護予防）特定施設入居者生活介護	第8号等式（設置認可申請書）	第9号様式（変更届）	第11号様式（廃止等認可申請書）	
特別養護老人ホーム	○介護老人福祉施設 ○地域密着型介護老人福祉施設				

注）老人福祉法に基づく手続きにおいて「主な職員」とは、介護保険サービス事業所及び介護老人福祉施設の「管理者」を指します。